

令和 6 年度社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査状況の概要について

1 要旨・目的

社会福祉法人及び社会福祉施設における適切な運営等を監督するため、社会福祉法等の規定に基づき実施した令和 6 年度の指導監査の状況について、取りまとめ結果を報告する。

2 現状・背景

社会福祉法人については、社会福祉法第 56 条等に基づき、所管庁が実地による指導監査を行うこととなっている。

また、社会福祉施設については、社会福祉法第 70 条及び児童福祉法等の個別法等に基づき、所管庁が書面又は実地による指導監査を行うこととなっている。

3 概要

(1) 監査対象

県内の社会福祉法人及び社会福祉施設（公立施設を含む。）のうち、県が所管するもの。

(2) 監査期間

令和 6 年 8 月～令和 7 年 3 月

(3) 実施状況

（単位：法人、施設、％）

区 分	令 和 6 年 度			令 和 5 年 度		
	対象数	実施数	実施率	対象数	実施数	実施率
社 会 福 祉 法 人	64	19(19)	29.6(29.6)	64	22(22)	34.3(34.3)
社 会 福 祉 施 設	316	214(110)	67.7(34.8)	315	173(83)	54.9(26.3)
児童のための施設	123	123(49)	100.0(39.8)	121	121(61)	100.0(50.4)
高齢者のための施設	157	55(55)	35.0(35.0)	157	15(15)	9.5(9.5)
障害者のための施設	36	36(6)	100.0(16.6)	37	37(7)	100.0(18.9)

（注）1 （ ）内は、実地による指導監査の実施数及び実施率。

2 児童のための施設には、障害児の施設を含む。

3 小数点第 2 位以下は切り捨て。

(4) 監査結果

ア 指摘件数

（単位：法人、施設、％）

区 分	令 和 6 年 度			令 和 5 年 度		
	実施数	指摘法人・施設数	指摘率	実施数	指摘法人・施設数	指摘率
社 会 福 祉 法 人	19(19)	19(19)	100.0(100.0)	22(22)	19(19)	86.3(86.3)
社 会 福 祉 施 設	214(110)	58(29)	27.1(26.3)	173(83)	63(35)	36.4(42.1)
児童のための施設	123(49)	46(20)	37.3(40.8)	121(61)	57(32)	47.1(52.4)
高齢者のための施設	55(55)	8(8)	14.5(14.5)	15(15)	1(1)	6.6(6.6)
障害者のための施設	36(6)	4(1)	11.1(16.6)	37(7)	5(2)	13.5(28.5)

（注）1 （ ）内は、実地により指導監査した社会福祉法人、社会福祉施設の数及び指摘率

2 小数点第 2 位以下は切り捨て。

イ 指摘事項

(単位: 法人、施設、%)

区 分	主 な 指 摘 事 項	令和 6 年度		令和 5 年度	
		指摘法人 ・施設数 (B)	指摘率 (B/A)	指摘法人 ・施設数	指摘率
社会福祉法人 ・実施法人数 19 (A) ・指摘法人数 19 ・指摘延件数 238	経理規程の未整備又は実態との乖離	17	89.4	15	68.1
	決算関係書類が不適切	16	84.2	12	54.5
	注記の記載が不十分	15	78.9	13	59.0
	理事会の議事録の記録及び保存が不適切	15	78.9	10	45.4
	経理事務処理が不十分	14	73.6	14	63.6
児童のための施設 ・実施施設数 123 (A) ・指摘施設数 46 ・指摘延件数 101	福祉サービスの自己評価の実施等が不十分	12	9.7	9	7.4
	児童の健康診断の実施が不十分	11	8.9	19	15.7
	消火、通報、避難等の訓練が不十分	8	6.5	14	11.5
	年休の取得が不十分	7	5.6	9	7.4
	苦情解決の処理・周知が不十分	5	4.0	2	1.6
高齢者のための施設 ・実施施設数 55 (A) ・指摘施設数 8 ・指摘延件数 14	運営規程の内容が不十分	4	7.2	0	0.0
	身体的拘束等の適正化の指針整備等が不十分	3	5.4	0	0.0
	業務継続計画の作成が不十分	2	3.6	0	0.0
	事故防止対策が不十分	2	3.6	0	0.0
	静養室の適正な活用が不十分	1	1.8	0	0.0
	感染症及び食中毒防止対策の研修・指針が不十分	1	1.8	1	6.6
	栄養士の常勤配置がなされていない	1	1.8	0	0.0
障害者のための施設 ・実施施設数 36 (A) ・指摘施設数 4 ・指摘延件数 5	入所者預り金管理に関する事務処理が不十分	1	2.7	2	5.4
	身体的拘束等の記録が不十分	1	2.7	2	5.4
	施設設備（給水器の衛生管理等）の整備が不十分	1	2.7	0	0.0
	職員の確保が不十分	1	2.7	0	0.0
	定員改正が不適切	1	2.7	0	0.0

(注) 1 主な指摘事項は、指摘件数の多かった上位 5 位までの内容。

2 小数点第 2 位以下は切り捨て。

(5) 指摘事項への対応について

指摘事項のあった社会福祉法人・社会福祉施設に対して、指導監査後、概ね 1 ヶ月後を期限として、文書による改善状況の報告を求めている。

なお、改善中の事項については、次回の監査時に改善完了の確認を行っているが、監査周期が原則 3 年に 1 回とされている社会福祉法人及び社会福祉施設については、監査の翌年度の 7 月（定時評議員会の終結後）に再度、改善状況の報告を求め、確認を行っている。